

全国健康保険協会広島支部評議会の評議員（被保険者代表）に係る公募要領

1. 趣旨

全国健康保険協会広島支部評議会の評議員（被保険者）の公募について定めるものとする。

2. 公募人数

全国健康保険協会広島支部において加入者の意見を適切に反映できる者1名。

3. 任期

評議員の任期は委嘱開始日～令和6年9月30日までとする。

4. 応募の条件

次の条件をすべて満たす者であること。

- ① 広島県内の協会けんぽの適用事業所の被保険者であって被保険者の期間を5年以上を有する、任期期間において70歳に到達しない者
- ② 健康保険事業に関して十分な知識を有していること
- ③ 健康保険事業の推進について理解と熱意を有する者であること
- ④ 加入者の意見を広く反映できる者
- ⑤ 事業主など、取締役（役員）ではない者
- ⑥ 事業主の同意を得られる者（選考された場合は、事業主の同意書が必要）

5. 公募期間

令和6年6月4日（火）～令和6年6月12日（水）17時までに応募用紙により「全国健康保険協会広島支部企画総務グループ」まで提出もしくは郵送必着とする。

6. 選考方法

- （1）全国健康保険協会において、上記の応募条件を満たし、かつ、社会的信望があり、事業運営に対して加入者の立場から公平かつ公正な意見が期待され、加入者の意見を適切に反映できる者と認められる者を選考する。
- （2）選考結果は、書面により通知する。

評議員の職務内容等について

1 評議会の名称・職名	全国健康保険協会広島支部評議会 評議員（被保険者代表）
2 評議会の開催場所	広島市内
3 委嘱期間	委嘱開始日から令和 6 年 9 月 30 日まで
4 評議会の開催回数・所要時間	年 3～4 回程度開催、1 回あたり約 2 時間
5 法令・条例等	健康保険法第 7 条の 21
6 評議会の職務内容	広島県の実情に応じた業務の適正な運営に資するため、次に掲げる事項について審議する。 （１）毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算のうち広島支部に係る事項 （２）広島支部の県単位保険料率の変更に係る事項 （３）その他広島支部の業務に関する重要事項
7 評議員の職務内容	広島支部評議会において、上記 6 の（１）～（３）の事項について審議する。